

中泊町農業委員会会議録

平成29年4月11日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 4月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月11日(火) 午後15時30分～午後16時30分

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一	3番	鈴木誠一
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
			11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員(1人)

委 員	10番	長利弘明		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第2号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米るみ子

主 幹 打越賢一

7. 会議の概要

事務局	ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会4月定例総会を開会いたします。
事務局	本日、出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】 ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。 次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 それでは、議事録署名委員は、2番神委員、3番鈴木委員にお願いいたします。 なお、本日の会議の書記には事務局職員開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。 それでは、日程第3の報告第1号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第1号
事務局	3ページをお開き下さい。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 平成29年4月11日提出 中泊町農業委員会会長。 今月の賃貸借の合意解約は、6件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告1号について、何かご質問等ございませんか。 (質問無し)

議長 無いようですので、報告第2号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第2号

事務局 17ページをお開き下さい。報告第2号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成29年3月実施分)の結果について、次のとおり報告する。
平成29年4月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。3月分の農地移動あっせん申し出は6件ございました。内容については申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第2号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 20ページをお開き下さい。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求め。平成29年4月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第1号について、受付番号1番と2番に係る農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

神委員 はい。2番神です。
それでは報告いたします。去る4月3日、私と鈴木委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が2件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。
以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号1番と2番の2件ございました。内訳は、売買が1件、農地移動適正化あっせん事業による売買が1件です。

受付番号1番は、尾別字湯島地内の1筆の田184平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま。

事務局

受付番号2番は、田茂木字若宮地内の1筆の田3,086平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は農地所有適格法人で、農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことです。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号1番と2番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第2号

議長

議案第2号の審議に入る前に、4番外崎満幸委員、9番大川賢一委員、12番野上委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

(外崎満幸委員・大川賢一委員・野上委員退席)

議長

続きまして、議案第2号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

23ページをお開き下さい。議案第2号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求め。平成29年4月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年4月5日付け中農政第13号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

26ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が7件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が4件、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が3件となっています。

受付番号1番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、豊島字千鳥の農地7筆、地目は田、面積は15,612㎡です。売買価格は624万円です。対価の支払い期限は平成29年4月27日を予定しております

受付番号2番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地6筆、地目は田、面積は16,318㎡です。売買価格は400万円です。対価の支払い期限は平成29年4月27日を予定しております。

受付番号3番は、あおもり農林業支援センターの認定農業者への売渡です。関係農地は、薄市字花持の農地3筆、地目は田、面積は15,773㎡です。売買価格は300万円です。対価の支払い期限は平成29年4月27日を予定しております。

受付番号4番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は7,294㎡です。売買価格は180万円です。対価の支払い期限は平成29年4月27日を予定しております。

受付番号5番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,559㎡です。売買価格は135万円です。対価の支払い期限は平成29年5月30日を予定しております。

受付番号6番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地6筆、地目は田、面積は9,195㎡です。売買価格は190万円です。対価の支払い期限は平成29年5月30日を予定しております。

受付番号7番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、豊岡字三笠の農地1筆、地目は田、面積は3,347㎡です。売買価格は100万円です。対価の支払い期限は平成29年5月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

45ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が10件、再設定が15件で面積は再設定、新規合わせて257,031平方メートルです。

受付番号1番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか4筆の「田」10,530平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号2番も新規の設定で、設定する農地は尾別地内の3筆の「田」7,637平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号3番は再設定で、設定する農地は田茂木地内ほか6筆の「田」12,202平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料総額120,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号4番も再設定で、設定する農地は田茂木地の3筆の「田」9,320平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号5番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の6筆の「田」4,880平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号6番も再設定で、設定する農地は富野地内ほか14筆「田」40,230平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号7番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,032平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号8番は新規の設定で、設定する農地は尾別地内の1筆の「田」5,329平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。

受付番号9番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地域の2筆の「田」12,609平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,000円。支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号10番は再設定で、設定する農地は宮野沢地内の1筆の「田」2,626平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号11番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」6,064平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号12番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,006平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり1,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号13番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の2筆の「田」5,768平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号14番は再設定で、設定する農地は尾別地内ほか4筆の「田」17,741平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり小谷・小金石は米2.5俵の価格、井の上は米3.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号15番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の8筆の「田」16,585平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号16番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」12,408平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号17番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」8,920平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号18番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,138平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号19番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の7筆の「田」32,069平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の6筆の「田」11,685平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号21番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の1筆の「田」1,641平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号22番は再設定で、設定する農地は大沢内地内の10筆の「田」9,035平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号23番は新規の設定で、設定する農地は中里地内の2筆の「田」14,120平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号24番も再設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」3,763平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号25番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」1,693平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

続いて59ページをお開きください、申請内容は解除条件付きの利用権設定が1件で、設定する面積が14,734平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号1番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」14,734平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

続いて63ページをお開きください、農地中間管理機構の借入れ3件で、設定する面積が58,492平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号1番は新規の設定で、設定する農地は豊島地内の2筆の「田」16,030平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号2番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の8筆の「田」21,461平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号3番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」21,001平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

(外崎満幸委員・大川賢一委員・野上委員着席)

◎ 議案第3号

議長 次に、議案第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 本議案の朗読の前に、下限面積(別段の面積)について若干ご説明させていただきます。平成21年施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」(農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度下限面積(別段の面積)の設定について議案第3号により提案するものであります。

71ページをお開き下さい。議案第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」農地法施行規則第20条第2項の規定により別段面積について、別紙のとおり定めたので中泊町農業委員会の審議に附す。

平成29年4月11日提出 中泊町農業委員会会長。

中泊町のうち、平成17年3月27日現在における旧小泊村の別段面積を10アールとする。

その設定理由として、当該地域は、農業従事者の高齢化や後継者不足が著しく、かつ、周辺に規模拡大を希望する農家が少ないことなどから、新規就農を促進し農地の有効利用を図るため地域の実情を考慮し設定するものであります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑にはいりません。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事 務 局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長 その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議 長 それでは、以上をもちまして、平成29年度中泊町農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年4月11日

農業委員長

署 名 委 員

署 名 委 員
